社会福祉法人八王子市社会福祉協議会社会福祉団体等助成金交付要綱による株式会社村内ファニチァーアクセス寄付金原資分の助成金取扱基準

（平成 19 年 3 月 30 日　制　定）

（助成対象事業）

第１条　八王子市内の社会福祉を振興するための事業であってサービス内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らし、事業の実施が必要と認められ、新たな展開を伴い、継続性が期待できる事業であること。

（助成対象分野）

第２条　助成金を交付する助成対象事業の分野は次のとおりとする。

(1)　緊急に充実を図る必要がある高齢者及び障がい者の在宅福祉の推進に関すること。

(2)　高齢者及び障がい者の社会参加の推進に関すること。

(3)　民間非営利団体等による地域福祉・介護活動に関すること。

（助成対象にならない事業）

第３条　前条の規定にかかわらず次の事業は、助成対象事業としない。

(1)　国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業。

(2)　営利を目的とする事業

(3)　調査研究が主である事業

(4)　自ら主催実施しない事業

（助成対象費用）

第４条　助成対象費用は、物品（備品を含む。）の購入費とする。ただし、購入に係る税金・保険料等の諸経費は除くものとする。

（助成対象金額の限度）

第５条　１事業あたりの助成額は、１２０万円を限度とし、助成金の総額は、年度の当初予算計上額とする。

（助成対象事業の選定方法）

第６条　助成対象事業の選定は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会の会長、副会長及び常務理事による選定委員会において決定する。助成事業として決定した場合は、各団体に通知し所定の手続きにより助成金を交付する。

（助成対象事業の応募方法）

第７条　助成対象事業の応募等については次による。

(1)　毎年度７月発行の「社協だより」で公募する。募集期間は、１箇月とし、この期間内に応募した事業を選定対象事業とする。

(2)　応募は１団体１事業（１物品）とする。

(3)　この取扱基準により助成を受けた団体は２年間応募できないものとする。

(4)　応募は別紙１「社会福祉団体等助成金交付申請書」に別紙２の書類を添付して提出することとする。

(5)　応募された団体については、選定委員会においてヒアリングをする場合がある。

（その他の条件）

第８条　助成を受けた助成対象物品（備品）には、「株式会社村内ファニチャーアクセス助成」と表示することとする。

第９条　この取扱基準の規定にかかわらず、会長が特に認めたときは、この限りでない。

第 10 条　その他必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

別紙１（第７条関係）　　年　　月　　日

社会福祉法人　　所在地

八王子市社会福祉協議会　　申請者（名称）

会長　　殿　　代表者名　　印

担当者名　　℡

社会福祉団体等助成金交付申請書

次の事業（事務）を行いたいので、助成金　　円を交付されるよう、助成金の交付申請をします。

助成事業の名称					
助成事業の目的					
助成事業の内容					
助成対象事業費の使途	事業の内容	数量	単価	金額	左の金額中助成金の額
	計			(A)	(B)
助成事業の財源				助成金等（B）	計（A）
	円	円	円	円	円
着手年月日 完了年月日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日				
添付書類	１　規約又はそれに類似するもの　　２　その他、会長が必要と認める書類				

別紙２　申請に必要な書類

１、定款又は規約

２、役員名簿

３、当該年度事業計画書

４、当該年度予算書

５、前年度事業報告書

６、前年度会計決算書

７、見積書